

鯖江市男女共同参画推進条例の解説

第1 条例の名称

「鯖江市男女共同参画推進条例」

【解説】

1 「男女共同参画」について

鯖江市では、「鯖江市男女平等参画プラン」を平成13年3月に策定して以降「男女平等参画」を用い、条例の名称も「鯖江市男女平等参画推進条例」でした。しかし、男女平等参画プランの一部見直しに当たり、市民意識調査、関係者意識調査および審議会での検討を行った結果、今後男女平等参画を一層推進していくためには、国やほとんどの自治体が用いている「男女共同参画」に改めることが望ましいということで、条例については、平成18年3月の市議会において一部改正を行いました。

なお、「男女共同参画」と「男女平等参画」のいずれを用いるかで次の2通りの考え方があります。

1 「男女共同参画」を支持する意見

(1) 国における男女共同参画社会基本法答申において、次のことから「男女共同参画」のほうが良い。

「男女共同参画社会」は、「男女平等」の実現を当然の前提としたうえで、さらに男女が各人の個性に基づいて能力を発揮できる機会を確保することも重要な基本理念としていること。

男女平等を実質的に実現するためには、公的分野、私的分野を問わず、あらゆる分野における女性の意思決定への参加、すなわち参画が極めて重要であり、この点を強調する必要があること。

(2) 「共同参画」は、個人の個性、能力が十分に発揮される質的に高い水準での男女平等を目指し、男女が協力して推進しなければならない能動的な概念であり、憲法第14条第1項に基づく男女平等の実現のみならず、憲法第13条の個人の尊厳の実現をも目指していることから、「男女共同参画」のほうが良い。

(3) 「男女平等」は基本的にそうあるべきであるが、「男女共同参画」という考え方が、「男女が一緒に取り組んでいこう」「男女が共に協力し合おう」という前向きな精神が包含されているため、「男女共同参画」のほうが良い。

2 「男女平等参画」を支持する意見

(1) 「男女平等」が最終的目標であるにもかかわらず、国において「男女共同参画」を用いたのは、男女平等にアレルギーをもつ国会議員が多いためということ、「男女平等」という名前にこだわって中身が伴っていかないと困るという点からではないか。本来は、「男女平等」のほうが良い。

(2) 「男女平等」が究極の目標であり、それを実現するために「共同参画」がある。よって、目指すべきは、男女平等であり、「男女平等」を用いたほうが良い。

2 「推進条例」について

この条例は、「基本条例」の性格を有していますが、具体的に施策を推進していくことを考慮し、名称としては「推進条例」とします。

「基本条例」は、市政の重要な分野について、市の政策に関する基本方針を明らかにすることを主な内容としており、直接的に市民の権利義務に影響を及ぼすような規定は個別条例の定めに委ねることとなります。また、「基本条例」は、法形式としては、一般の条例と同じ位置付けですが、その対象とする分野の施策の方向を示すものであり、その対象分野について他の条例に優越する性格を持つものです。実際に、この条例は、男女共同参画社会の実現に関する基本的な方針・理念等を規定して、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、基本条例の性質上、直接に市民の権利を制限し、義務を課するなどの規定は設けられていません。

第2 各条文の解説

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等に関する様々な取組が、国際情勢とも連動しながら進められてきました。本市においても、国や県と連携しながら種々の施策に取り組んできました。

しかしながら、依然として、家庭、地域、職場などあらゆる分野で男性を優位に扱ったり、性別により役割分担を決め付けてしまうような社会制度や慣行が根強く残っています。

また、眼鏡、繊維、漆器の三大地場産業が発展している本市においては、女性の就業率は非常に高くなっているものの、方針決定過程への女性の参画は低い状況となっています。

市民意識調査の結果を見ても、多くの市民が男性優位を感じており、その改善が緊急かつ重要な課題であることを示しています。

今後、さらに少子高齢化や社会経済情勢の急激な変化が進む中で、市民が真に豊かで活力ある生活を実現するには、男女が良きパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を十分発揮し、喜びも責任も分かち合うことのできる「男女共同参画社会」の実現を、国と同様に21世紀の最重要課題として掲げ、取り組んでいくことが求められます。

ここに、私たちは、ユニバーサルデザイン実践都市にふさわしく、男女相互の理解と思いやりを基に、市、市民、事業者等が連携しながら、男女共同参画を一層推進することを決意し、この条例を制定します。

【趣旨】

前文は、一般に、法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べるものであり、制定の理念を強調する場合に置かれますが、この条例においては、男女共同参画を取り巻くこれまでの経緯、現状認識、地域特性、目指す方向などを示し、今後さらに男女共同参画を推進する決意を表明するため、前文を置きました。

なお、市民の意思などを表現するため、文章を柔らかく市民に親しみやすいものとする観点から、前文に限り口語体にしました。

【解説】

- 1 前文は、基本法や基本条例に置かれることが多いようです。通常は法令の第1条に目的規定が置かれますので、前文が置かれなくとも法令の制定の目的は知ることができます。
前文は、具体的な法規範を定めたものではなく、その意味では、前文の内容から直接法的効果が生ずるものではありませんが、法令の一部を構成し、各条項の解釈の基準を示す意義、効力を有するものです。
- 2 男女共同参画を取り巻くこれまでの経緯、現状認識、地域特性、目指す方向および今後の取組に関する決意として、次の事項を前文に盛り込みました。
 - (1) 男女共同参画に関する国、県、市の動き
 - (2) 鯖江市における男女共同参画の状況、市民意識および特性
特性としては、ジェンダーに起因する根強い慣習慣行や固定的役割分担、女性の非常に高い就労率と低い方針決定の場への参画を明記した。
 - (3) 鯖江市においても、男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題であること
 - (4) 男女共同参画の推進に関する基本事項および男女共同参画の推進に関する決意表明

3 前文で使用している用語の考え方は、次のとおりです。

「個人の尊重」は、憲法第 13 条にうたわれており、いろんな説明がされていますが、要は「一人ひとりの人間を、自立した人格的存在として尊重する」ということであり、「一人ひとりの人間を大切にすること」です。それは、一人ひとりがそれぞれに固有の価値を持っているという認識に立って、それぞれの人が持っているそれぞれの価値を等しく認め合おうというものです。このことは、人はみな一人ひとり違う存在なのだということらえ方を前提にしており、違う存在だからこそ、たった一人であっても、その人の価値は「代わり」のきかない、かけがえのないものであり、尊重されなければならないということになります。

「法の下での平等」について、憲法第 14 条第 1 項において一般的な平等原則を規定するほか、家族関係における個人の尊厳と両性の平等（第 24 条）、教育の機会均等（第 26 条）、選挙における平等（第 44 条）が規定され、平等原則の徹底が図られています。

憲法第 14 条第 1 項における「法の下での平等」については、正しく認識することが非常に重要なことです。まず、憲法の保障する平等とは、「相対的平等」（各人の相違を認め、等しいものは等しく、合理的な理由により異なるものは異なる程度に応じて異なる取扱いを許容すること）であり、「絶対的平等」（各人の相違を無視して、常にすべての人々を一律に取り扱うこと）ではないことに留意しなければなりません。

また、元来国家の任務は、「形式的平等」（法律上、均一取扱いをすること）の保障でしたが、次第に「実質的平等」（法的取扱いの均一化にとどまらず、実際に存在する不平等を除去すること）を求めるようになっていきます。しかし、国民が現実の不平等の是正を国家に要求する権利までは認められていません。

また、憲法の保障する平等とは、「機会の平等」か「結果の平等」という点については、あくまでも「機会の平等」であり、各人がその機会を現実利用し得るよう配慮された実質的な「機会の平等」が求められています。

内閣府も、憲法の保障する「法の下での平等」に関し、次のような説明をしています。

絶対的平等と相対的平等

各人はその事実状態においていかなる例外もあるべきではなく、人という一点をとらえていかなる場合も各人を等しく扱うとの絶対的平等の立場も観念的にはあるが、これではかえって不合理な結果を生ずる。こうした場合は、各人が有する事実上の違いに応じて異なった取扱いをすることが要請される。憲法が要請しているのは各人を人としてという点のみに着目して同じに扱うという絶対的平等ではなく、各人の違いを考慮に入れて、それに応じて均しく扱うという相対的平等である。あとは、どのような差異に着目するかということになるが、社会通念からみて合理的である限り、その取扱い上の違いは平等違反ではないとされている。

形式的平等と実質的平等

平等概念の中に単に法的取扱いの均一化を超えて国家権力が格差是正を積極的に含めるべきかという議論がある。前者が形式的平等の概念であり、後者が実質的平等の概念である。元々国家の任務は、各人の前提条件を均一にし、その自由な活動を保障することであったが、資本主義の発展により、これではかえって格差が広がることになったことから、近年では、実際に存在する社会的、経済的不平等を是正することが国家に求められている。ただし、国民が現実の不平等の是正を国家に要求する権利までは認められておらず、これらの実質的平等の実現は、福祉国家の理念に基づく社会権（生存権、教育を受ける権利、労働基本権など）の保障などによって実現されるべきだと考えられている。

結果の平等と機会の平等

実質的平等が求められているからといって、結果まで完全に同じにすることは妥当でないと考えられている。努力した者も怠けていた者も結果が全く同じというのはいかにも不合理である。そこで国家は、各人に活動のための機会を平等に与えれば足りるとされている。ただ、社会的・経済的な格差が現実存在するところでは、法律上抽象的に認められた「機会の平等」は形式的なものにすぎず、この機会を利用することは現実には困難なことも多々ある。そこで、現在は、個人が置かれた具体的状況を考慮して、現実には機会を利用し得る、実質的な「機会の平等」が求められている。

「男女平等に関する様々な取組が、国際情勢とも連動しながら進められてきました」とは、次のようなことを指します。

- ・ 昭和 50 年の国際婦人年を踏まえ、日本においては、婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52 年には国内行動計画が策定されたこと
- ・ 昭和 60 年には、留保なしに女子差別撤廃条約を批准したこと
- ・ 平成 7 年に北京で開催された第 4 回世界女性会議で採択された北京宣言および行動綱領を踏まえ、平成 8 年には政府の行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」が決定されたこと

「性別により役割分担を決めつけてしまう」とは、男性、女性という性別を理由として、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」など、男性、女性の役割を固定的に決めることで、「固定的性別役割分担」ともいいます。こうした固定的性別役割分担意識は、個人のもつ能力等を発揮することを妨げる場合があります。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についての賛否について、諸外国では「賛成」、「どちらかといえば賛成」とする割合は低く、同じアジア諸国の韓国においても 2 割を下回っています。これに対し、日本では賛成する割合が高くなっています。

「参画」という言葉は、平成 3 年 5 月、当時の女性問題の国内本部機構であった婦人問題企画推進本部が、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」の第 1 次改定の際、21 世紀の社会はあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠であるという基本的認識を示し、それまで使用されていた「参加」を「参画」に変更したときから使われ始めたといわれています。「参画」とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程に加わるという重要な意味が込められています。

「少子高齢化や社会経済情勢の急激な変化」については、男女共同参画ビジョン（平成 8 年 7 月 30 日男女共同参画会議答申）において、()少子・高齢化の進展、()国内経済活動の成熟化と国際化、()情報通信の高度化、()家族形態の多様化、()地域社会の変化という我が国における社会経済情勢の変化が、男女共同参画社会の実現を必要としている旨が述べられています。

「ユニバーサルデザイン実践都市」の考え方は、年齢・性・障害の有無等を超えて、すべての人がくらしやすく活動しやすい社会をつくっていかうというものです。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民ならびに事業者および公共的団体（以下「事業者等」という。）の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例を制定する目的を明らかにしています。

【解説】

- 1 平成11年6月に公布施行された男女共同参画社会基本法第9条において地方公共団体の責務が定められており、国の施策に準じた施策および地域の特性に応じた施策を展開することが求められています。この規定に基づき、平成13年3月に「鯖江市男女平等参画プラン」を策定しましたが、さらにこの男女共同参画プランの実効性をより一層高めるとともに、施策を推進する際の法的支えとして、この条例を定めました。
- 2 この条例の目的としては、男女共同参画を推進するための基本理念、市・市民・事業者等の責務、施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することにあります。
- 3 男女共同参画社会の形成は、正に社会の形成であり、社会を構成するもの全体で取り組んでいかなければなりません。そのために、行政も各種の施策を行います。その施策の実施だけで社会が形成されるものではなく、その行為は社会の形成の「促進」であると考えられます。このため、あらゆる主体で取り組んでいくための基本理念や目的等の規定においては、「男女共同参画社会の形成」という用語を用い、行政の行う施策に関する規定については、「男女共同参画社会の形成の促進」という用語を用いることとなります。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が等しく政治的、経済的、社会のおよび文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内に存する事務所または事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者をいう。
- (3) 事業者 営利、非営利を問わず、市内に事務所または事業所を有し、事業を営む個人、法人その他団体をいう。
- (4) 公共的団体 市内において市民活動、地域活動その他の公共的活動を行う団体をいう。
- (5) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念または慣習の中にある男性像および女性像などのように、社会によって作られた社会的性別をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動または行為により、相手に不快感もしくは不利益を与え、または相手の生活環境を害することをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者に対して、身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (8) 積極的改善措置 男女共同参画に関する男女間の参画の機会の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

【趣旨】

本条は、この条例が適正に運用されるよう、この条例で用いている必要な用語の意義を定めています。

【解説】

- (1) 「男女共同参画」とは、男女が、性別で役割を決められることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会のおよび文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担うことをいいます。「男女平等参画」を使用する立場との違いについては、条例の名称のところ解説したとおりです。なお、「参画」とは、単に参加するだけでなく、方針決定、企画立案の過程などから積極的に加わることをいいます。
- (2) この条例で用いる「市民」は、市内に居住する者、市内に存する事務所または事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者とし、国籍は問いません。条例は、その効力の範囲が市内に限られていることから、条例における「市民」は、鯖江市に住所を有する人（住民）のことを指すのが原則ですが、この条例を制定する趣旨が、市民に対して罰則を課すものではなく、市、市民および事業者等が役割を担い合い、協働して男女共同参画を推進することを趣旨としていることから、条例全体を通じて「市民」をこのように広く捉えることにしました。
- (3) 「事業者」の意義については、誤解を招かないよう定義しました。この条例で用いる「事業者」は、営利事業か非営利事業かに関わらず、市内に事務所または事業所を有し、事業を行う個人、法人その他団体をいいます。

- (4) 「公共的団体」が行う「公共的活動」とは、町内会活動やPTA活動のほか、子育て、高齢者・障害者などの福祉、まちづくり、環境美化、教育・文化、スポーツ、国際交流など、地域社会において住民の福祉向上のための活動をいいます。
- (5) 「ジェンダー」は、男女共同参画にとって重要な概念であり、その普及も意図して定義することとしました。生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)に対し、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
- (6) 「セクシュアル・ハラスメント」は、身体への不必要な接触、性的関係の強要、わいせつな写真の提示、または性的なうわさを流すなど相手の意に反した性的な言動により相手に不快感や不利益を与えたり、相手方の生活環境を害したりする行為のことをいいます。なお、この条例における「セクシュアル・ハラスメント」は、雇用の場だけでなくあらゆる場での行為をいいます。
- (7) 「ドメスティック・バイオレンス」は、「DV」とも略されて言われていますが、配偶者や恋人などの親密な男女間における暴力のことをいいます。「親密な」関係とは、夫や婚約者、恋人だけではなく、内縁の夫、別居中の夫、元夫、元婚約者、元恋人なども含みます。身体的な暴力だけではなく、脅す、ののしるなどの精神的・心理的暴力、望んでいない性行為を強要するなどの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、仕事や人との付き合いを制限するなどの社会的暴力なども含まれます。
- (8) 「積極的改善措置」は、「ポジティブ・アクション」ともいい、男女の参画する機会に格差がある場合、いずれか一方に対し、積極的に採用や登用するなどの措置を行うことにより男女間の均衡を図る暫定的措置を指します。

なお、この積極的改善措置は逆差別で憲法に違反しているのではないかという点について、国は「女子差別撤廃条約においては、ポジティブ・アクションは逆差別でない旨が規定されているが、男女共同参画社会基本法においては、そのような規定はない。これは積極的改善措置の定義を置き、国の責務の中に積極的改善措置を積極的に規定しているという男女共同参画基本法の構造から、ここで定義されている積極的改善措置が逆差別として憲法の定める平等原則に反するようなものでないことは明らかであり、そのための確認的規定は必要ないためである。したがって、憲法に反しないことは言うまでもない。」としています。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性や能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) ジェンダーに起因する固定的な役割分担意識、制度および慣行を見直し、男女がともに自らの意思と責任に基づく多様な生き方が選択できること。
- (3) 男女が、対等に家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案および決定過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会支援の下に、家庭生活における活動と家庭生活以外の活動に対等に参画し、両立できること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、双方の意思が尊重されるとともに、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (6) 男女共同参画は、国際的な理解および協調の下に推進されること。

【趣旨】

本条は、基本理念として、男女共同参画を多方面から推進する上での共通する基本的姿勢と基本的考え方を表しています。

【解説】

6つの基本理念を定めましたが、内容は次のとおりです。

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の根底を成す基本理念は、個人の尊厳の重視であり、人権の尊重であります。憲法では男女平等がうたわれているものの、実際には男女が性別により差別的な取扱いを受けたり、能力を発揮する機会が与えられなかったり、人生の選択に何らかの制限を受けたりすることが存在しています。男女とも、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できることが必要であり、その機会が男女ともに確保されることが大切です。なお、ここでの「差別的取扱い」とは、直接的な差別だけでなく、間接的な差別も含んでいます。間接的差別とは、表面的には男女異なる取扱いを行っていても結果的に女性に差別的効果をもたらすようなもので、例としては、事務系の社員を募集するときに、仕事に関係なく身長の高さや体重、体力などを採用条件にして、事実上女性を排除しているような場合や福利厚生制度で全社員分の社宅があるにもかかわらず、利用できる社員の条件を女性の割合が少ない住民票上の世帯主として、間接的に女性を差別している場合などが挙げられます。

(2) 性別による固定的役割分担意識に基づく社会制度、慣行についての配慮

社会における制度や慣行のなかには、社会的性別であるジェンダー（社会的性別）による固定的な役割分担や偏見が見受けられ、男女共同参画の推進を阻害する要因となるものがあります。そのため、ジェンダーの視点でこれら社会制度や慣行を見直すことが求められています。また、ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、男女の服装やひな人形・鯉のぼりなど男女共同参画社会の形成を阻害しないということで見直しが不要なものもあります。あくまでも、この見直しは、社会的な合意を得ながら進める必要があります。

「意識」の例としては、男性が女性に対して「男は仕事、女は家庭」とか「男は強く、女はおしとやかに」といった社会的に形成された「男らしさ・女らしさ」を強要するようなものや

男性にとっての魅力だけを基準に女性の存在価値を決めるようなものが挙げられます。

「制度」の例としては、雇用の場における昇給・昇格や仕事の内容の差別、女性が出産のために休暇をとることで、事実上、職場に復帰することができなくなっているようなものが挙げられます。

「慣行」の例としては、地域での行事や冠婚葬祭上の伝統的な風習など、文化や伝統の名のもとに合理的な根拠なく女性を自立した個人として扱わず、排除や制限するものが挙げられます。

(3) 意思決定、政策立案過程への男女共同参画

男女があらゆる分野において、政策や方針の立案、決定、実施等に対等な立場で参画し、それぞれの視点からの意見等を反映させる機会を確保することが必要です。言い換えれば、あらゆる分野に男女が等しく参画することは、男女が対等なパートナーとして能力を発揮し、ともに責任を分かちあうことの重要性だけでなく、その「決定」の受け手が男性と女性の両方であるということからも必要です。

「社会のあらゆる分野」とは、政治、経済、社会、文化等のあらゆる分野のことであり、公的分野・私的分野の両方含むものです。公的な機関だけでなく、企業、団体、自治会、老人会、PTAなど、様々な機関や団体においても方針の立案および決定の場に男女が参画することが求められています。

(4) 男女が家庭生活と家庭生活以外の生活に対等に参画し両立できること

現在、家事、育児、家族の介護等、家庭生活における活動の多くを女性が担っているという状況があります。鯖江市に多い共働き世帯でも、男性の育児・家事・介護等の時間は女性に比べ極めて短時間です。

男女共同参画社会を実現するには、家族を構成する男女が相互に協力するとともに、社会の支援を受けながら、家庭生活と職業活動や地域活動などの両立を図ることが重要です。「社会支援（社会の支援）」とは、子の養育、家族の介護その他の家族生活における活動とそれ以外の活動を両立させるために、家族の協力だけではなく、行政による公的サービスや企業、NPO、ボランティア等民間による支援が必要であり、社会全体で取り組んでいかなければなりません。その社会全体での支援のことをいいます。保育所の充実、学童保育の充実、労働時間の短縮、育児・介護休業を取得しやすくするための環境整備、ホームヘルパーの充実、介護保険制度、様々な情報提供サービス、雇用制度の改革などが考えられます。

(5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」とも言われます。男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることが必要というものです。特に、女性においては、産む性として、一層尊重されなければなりません。具体的には、産む・産まないを男女で決定するという考え方の尊重、性に関わる幅広い情報提供・学習機会の確保、健康等への支援などの施策を講じていくことが考えられます。

(6) 国際的協調

男女共同参画の推進は、世界女性会議をはじめとして、国際社会の取組と連動して進められてきましたが、今後も世界的視野の下に行われることが大切です。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者等ならびに国および他の地方公共団体と連携し、または協働して取り組むよう努めなければならない。

3 市は、あらゆる施策を策定し、または実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条の「市、市民ならびに事業者および公共的団体(以下「事業者等」という。)の責務を明らかにする」の規定を受け、市の責務を定めています。

【解説】

1 第1項については、市の責務として計画的に施策を実施することを定めています。男女共同参画社会の形成のためには、基本理念に基づき、市が率先して取り組んでいくことが求められています。

「総合的かつ計画的に策定し、実施」の「総合的に策定し、実施」は、男女共同参画社会の形成の促進に関する諸施策を全体として連携を図りながら策定し、実施することを意味し、「計画的に策定し、実施」とは、計画を策定し、施策を実施することをいいます。鯖江市では平成13年3月に「鯖江市男女平等参画プラン」を策定しています。

2 第2項については、男女共同参画社会の実現は、市はもとより、国、県と市民および事業者、学校、各種団体が一体となって取り組むべき最重要課題であり、互いに協力しあい、連携して推進を図っていくことが必要です。

3 第3項については、ジェンダーの主流化という観点から、市が施策を実施する際には男女共同参画に配慮することを求めています。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、男女相互の理解と思いやりを基に、協力して生活するよう努めなければならない。

3 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条の「市、市民ならびに事業者および公共的団体（以下「事業者等」という。）の責務を明らかにする」の規定を受け、男女共同参画社会の実現のためには、市民の行動が必要であり、そのことを努力義務として定めています。

【解説】

- 1 第1項については、市民の基本的姿勢について規定したもので、男女共同参画社会の実現のためには、各自が男女共同参画を十分理解し、基本理念にのっとり日常のあらゆる場で積極的に実践していかなければなりません。市民の主体的な取組を期待し、努力義務として規定しました。なお、市民とは、第2条で定義したとおり、市内に在住、在勤、在学する者および鯖江市を活動拠点としている者をいい、国籍は問いません。
- 2 第2項については、前文において男女相互の理解と思いやりを基に男女共同参画を推進するという宣言を行ったのを受け、男女相互の理解と思いやりを基に協力して生活することを努力義務として定めたものです。
- 3 第3項については、市が実施する男女共同参画社会の形成に向けた施策に協力することを努力義務として定めたものです。

(事業者等の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に男女が対等に参画するよう努めるとともに、就労者の職場における活動と家庭における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めなければならない。

2 公共的団体は、基本理念にのっとり、その活動に男女が対等に参画するよう努めなければならない。

3 事業者等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条の「市、市民ならびに事業者および公共的団体（以下「事業者等」という。）の責務を明らかにする」の規定を受け、男女共同参画社会の実現のためには、事業者等が基本理念に基づいた男女の平等な取扱い、個人の家庭生活に対する配慮が重要なことから、そのことを努力義務として定めています。

【解説】

1 第1項については、職場で働く男女が、その価値観、ライフスタイル等に応じて、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇、労働条件が確保されることは、重要な課題の一つです。女性が能力を発揮する上では、女性労働者が性別により差別されることなく、充実した職業生活を営むことができるよう、男女雇用機会均等法等の推進を図るとともに、事実上生じている男女間の格差を解消するため、企業の積極的な改善措置が必要です。事業者が事業活動を行うに当たっては、募集、採用、昇進等について男女雇用機会均等法を遵守し、男女によって異なった取扱いがないよう企業全体で配慮するとともに、仕事と家庭および地域生活を両立できるよう、育児・介護休業等の休業制度やその他の職場環境の整備に積極的に取り組むよう明記しました。

2 第2項では、公共的活動を行う団体、いわゆる市民団体においても、男女共同参画に配慮するよう努力を求めました。雇用、被雇用という主従関係にある事業主に求められる責務と異なることから、事業主の責務とは区別して、市民団体の責務を規定し、地域活動における男女共同参画の推進を定めています。

特に、自治会、PTAなど地域社会で活動を行う団体においては、ほとんど男性が主導権を握っているのが現状です。こういった固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度や慣習を見直し、女性の意見が反映されるような組織作りが求められています。その第一歩として生活に身近なところから、あらゆる方針決定の場において女性の参画を推進し、男女が共に地域の一員としての役割を果たすことができる地域づくりが必要であると考えます。

3 第3項については、事業者も公共的団体も市が実施する男女共同参画社会の形成に向けた施策に協力することを努力義務としたものです。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女間における人権侵害の行為により、相手に不利益もしくは身体的、精神的その他の苦痛を与え、または相手の生活環境を害してはならない。

【趣旨】

本条は、基本理念の男女の人権の尊重を実現するため、すべての人や団体に対して性別による差別、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの行為の禁止を定めています。

【解説】

- 1 すべての人は、個人として尊重されなければなりません。男女共同参画の推進においては、男女が互いにその人権を尊重することは最も重要なことです。近年、DV法（配偶者等からの暴力の禁止を規定した法律）やストーカー法（いわゆるつきまとい等の禁止を規定した法律）の施行により、家庭内外の暴力への規制が強化されてきています。本市においても、これらの暴力をなくすことが重要課題であり、取り組んでいく必要があります。そのため、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女間における人権侵害について男女共同参画を阻害する行為として禁止するものです。
- 2 「性別による差別的取扱い」とは、直接的であるか間接的であるかを問わず、また差別の意図のあるなしに関係なく、結果として性差別となるものを含みます。例えば、本人の意欲や能力に関わりなく、「高度な判断力を必要とする」仕事に対して、女性は「感情的、消極的」とか「依頼心が強い」などとして女性を配置しないという雇用慣行がその一例として挙げられます。
- 3 「改正雇用機会均等法」におけるセクシュアル・ハラスメントは、職場での言動を対象としていますが、この条例では、学校や地域活動などあらゆる分野におけるものを含みます。
- 4 「その他男女間における人権侵害の行為」の例としては、ストーカー、売買春、性的虐待などの性暴力だけでなく、「女性には責任ある仕事は任せられない」「女性は男性の後」「その仕事はうちの女の子にやらせる」「お茶くみやコピーは女性の仕事」といったいわゆるジェンダー・ハラスメントなど性別役割分業観に基づいた相手方が望まない不快な言動も挙げられます。

(情報における男女平等の配慮)

第8条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、ジェンダーによる固定的な役割分担または異性に対する暴力を助長する表現その他過度の性的表現を行わないよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、前条と同様、男女の人権尊重のため、すべての人に対し、公衆に対する情報提示に際して性的な差別・暴力を連想させる表現の禁止を定めています。

【解説】

新聞、テレビ、ポスターなどの情報は、市民の意識や行動に大きな影響を与えます。よって、この影響の大きさを考慮すると、性別による固定的役割分担および男女間の人権侵害などを正当化したり助長したりする表現や過度の性的な表現は、抑制されなければなりません。市などの行政機関はもとより、すべての者が公衆に対し、放送、印刷物の掲示・配布、口頭等の手段により、性別による固定的役割分担および異性に対する暴力を助長するような表現をしないよう努めることを規定しています。

しかし、その規制については、表現の自由に対する配慮が必要なため、努力義務にとどめます。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、市民および事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、鯖江市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、男女共同参画施策等の基本となる基本計画について、策定を市に義務付け、定めるべき内容および必要な手続について定めています。

【解説】

- 1 第1項は、男女共同参画社会の実現に向けた計画策定の根拠となるものです。「男女共同参画の推進に関する施策」とは、男女共同参画社会基本法第14条を受けており、具体的には直接的に男女共同参画を推進する施策だけではなく、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすようなあらゆる施策を含んだものです。男女共同参画に関する基本計画においても、影響を及ぼす施策を盛り込みます。
- 2 男女共同参画社会を実現するための施策は、総合的かつ計画的に推進する必要があり、市長は、男女共同参画の推進に関する基本計画を定めることとします。また、基本計画を策定したときはこれを公表することとします。
- 3 第2項で基本計画策定の際に、鯖江市男女共同参画審議会の意見を聴くことおよび市民および事業者等の意見を反映することを定めているのは、基本計画の策定過程において市民および事業者等の意見を反映させることが、市、市民、事業者等の自発的意思と相互の協力により男女共同参画を推進することや基本計画を地域の実情に応じたものにするうえで極めて重要だからです。
- 4 男女共同参画を効果的に推進するため、毎年度、基本計画に基づいた施策の実施状況を男女共同参画審議会に報告し、公表することにより、男女共同参画に対する意識の高揚を図ろうとするものです。

(広報活動等)

第 10 条 市は、男女共同参画に関する市民および事業者等の理解を深めるため、広報活動、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画に関する広報活動等について市に義務付けています。

【解説】

- 1 市は、市民および事業者が男女共同参画に関心と理解を深め、自ら行動できるよう学校教育をはじめ、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に基づく教育や学習の場を設けるとともに、男女共同参画推進のための広報活動を行うことを規定しています。
- 2 市、市民および事業者等が協働で男女共同参画を推進していくためには、市が継続的に男女共同参画に関する理解の促進を図るための広報活動、啓発および情報の提供を行うことが必要です。
- 3 「広報活動」とは、市民および事業者に対して男女平等に関する理解の促進を図ることを目的とする市の行政活動のことであり、市の広報誌によるもののほか、情報紙、その他のチラシやポスター、インターネット等を通じた広報等があります。

(教育および学習の振興)

第11条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育などにおける男女共同参画に関する教育および学習の振興を図るために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、市に対し、生涯にわたるあらゆる教育の中で、男女共同参画についての教育を行うことを求めています。

【解説】

- 1 男女共同参画社会の実現において、教育・学習の果たす役割は極めて大きなものがあります。教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解し、あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要であると考えます。講座、研修会、講演会など学習の場を設けるほか、自主的な学習を支えるための各種学習資料や情報などの提供に努めていきます。また、各種の教育分野での男女共同参画に関する学習のため、資料の作成や出前講座の実施などに取り組んでいきます。
- 3 学校教育については、男女共同参画、人権などに関する教育を推進するとともに、学校外における青少年教育活動の指導者など地域社会で指導的な役割を果たす者に対して男女共同参画についての意識啓発を行うことも重要です。
- 4 社会教育においては、女性も男性も生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等に関する意識を育むよう、人権学習や男女共同参画に関する学習について機会の提供、専門的な指導者の養成を図ることが重要です。なお、「社会教育」とは、公民館などで行われる社会教育、職場における研修等学校および家庭以外の場で行われる教育すべてを含みます。
- 5 家庭教育については、男女が共に協力し、幼児期からその個性や能力を尊重していくことが大切です。

(雇用等の分野における男女共同参画の推進)

第12条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、農林業や商工業等を営む者に対し、その家族従業者の役割が適正に評価され、経営方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が、市内の事業者、農林業や商工業等を営む者に対し、男女共同参画を推進するための指導、助言、情報の提供に努めることを定めています。

【解説】

第1項は雇用の分野、第2項は農林業や商工業の自営業において、市は男女共同参画が推進されるよう支援を行うことを規定しています。本市においては、女性は仕事の担い手として重要な役割を果たしていますが、職場での男女不平等が依然として存在しており、女性の意思が経営や運営に反映されにくく、女性の持つ能力の発揮の機会が少ない状況にあります。

市では、固定的性別役割分担意識とそれに基づく慣行等を改善しつつ、性別にかかわらず、その持てる能力を十分発揮し、正当な評価を受け、対等なパートナーとして方針決定の場へ参画していくことができるような環境の整備に努めます。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第13条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、男女の社会進出や少子高齢化の進展の中で、家庭生活、職業生活、地域生活等における活動の両立の重要性は非常に高く、市に対して必要な措置を行うよう定めています。

【解説】

1 子の養育、介護等の家庭責任の多くは女性が担っているという状況の中で、少子高齢社会が進展しています。男女が共に参画できる条件整備を進め、地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かなものとしていくことが期待されます。男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、男女が相互に協力するとともに、社会の支援を受けながら、その役割を円滑に果たし、家庭生活と他の活動（職業活動、学習活動、地域活動など）との両立が図られるようにすることが重要な課題となっていることから、仕事と家庭の両立ができるような環境の整備に向けて、子育てや家族の介護に関するサービスの充実などの支援を行うことを規定しています。

「その他の家庭生活」については、育児と介護を例示していますが、その他に調理、掃除、洗濯、買い物、家の管理など家庭生活を行う上での様々な活動が考えられます。

2 この条に規定する「支援」については、多様な保育サービスの整備、放課後児童対策の充実、労働時間の短縮、育児休暇・介護休暇の取得しやすい環境整備、介護関連サービスの充実、雇用条件の改善、様々な情報提供サービスなどが考えられます。

(附属機関等における男女共同参画の促進)

第 14 条 市長その他の市の執行機関 (以下「市長等」という。) は、附属機関その他これに準ずるもの (以下「附属機関等」という。) の委員の構成において、特別な事情がある場合を除き、男女の均衡 (この条において、男女いずれか一方の委員の数が、委員総数のおおむね 10 分の 4 未満とならない状況をいう。) を図るよう努めなければならない。

2 市長等は、附属機関等が前項に規定する男女の均衡が図られた状況でないときは、特別な事情がある場合を除き、積極的改善措置を講ずるなど計画的に改善するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、政策や方針決定の場への女性の登用について、市が率先して取り組んでいくことが重要であることから、附属機関等における女性委員の登用を積極的に図ることを定めています。

【解説】

- 1 市が設置している法律による附属機関等 (地方自治法 138 条の 4、180 条の 5 に定めるもの) や市長の諮問機関その他の委員会、審議会等の委員の選任にあたっては、男女の委員数の均衡を図ることを求めています。そのことにより、男女の視点の違いによる意見を施策に反映させることが期待できます。現実には女性の委員への登用率が低いことから、女性の登用促進を図っていきます。
- 2 「男女の均衡」については、条例案に対するパブリックコメントの結果、数値を明記することとし、男女の均衡の後に「 (この条において、男女いずれか一方の委員の数が、委員総数のおおむね 10 分の 4 未満とならない状況をいう。) 」を加えました。

(性別による権利侵害の防止および支援)

第 15 条 市は、性別による権利侵害の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、関係機関と連携し、相談、保護その他の必要な支援措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、第 7 条の性別による人権侵害の禁止規定を受け、さらに基本的施策として防止および被害者支援を定めています。

【解説】

1 第 7 条に性別による人権侵害の禁止規定を設けましたが、その権利侵害に対する事前対応と事後対応を定めるものです。

事前対応としては、男女ともに性を根拠とした権利侵害を防止するため、啓発について積極的に取り組みます。

事後対応としては、両性に対する暴力を防止し、安心して相談できる支援体制の強化など被害を受けた者に必要な支援をするものです。具体的には、関係機関の連携が何よりも重要であります。また、苦情処理委員会による処理事案とします。

2 この問題については、市民の認識と行動も重要で、個人的問題でなく、社会問題であるという認識に立つことが必要です。

(推進体制の整備)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民および事業者等と協働して男女共同参画の推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための推進体制について定めています。

【解説】

- 1 第1項は、市が実施するあらゆる施策において、総合的に男女共同参画を図るための庁内体制を整備することを規定しています。庁内男女共同参画推進本部のような体制を想定していません。
- 2 第2項は、男女共同参画を推進するためには、市、市民、事業者等が協力していくための推進体制を整備することが望まれます。男女共同参画に関心のある方や各種団体による男女共同参画推進委員会等を設置し、多くの人々が理解を深め、推進事業に参加する基盤をつくる必要があります。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定および実施のために、必要な調査研究を実施するものとする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画に関する情報の収集および調査研究について市に義務を課しています。

【解説】

男女共同参画に関する国内外の動向や市施策の推進状況、市民の意識などを的確に把握し、今後の施策に反映させるため、調査とその分析・研究を行うことを定めています。

(報告の徴収等)

第 18 条 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、市と取引関係のある事業者または補助金の交付を受けている者に対し、男女共同参画に関する状況について報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により報告された男女共同参画に関する状況を取りまとめ、これを公表することができる。

【趣旨】

本条は、公的分野のみならず、男女共同参画に関する情報の収集および調査研究について定めています。

【解説】

- 1 基本理念において、公的分野、私的分野を問わずあらゆる分野において男女共同参画を推進するとうたっており、私的分野の男女共同参画の状況を把握するため、事業所、学校、団体等に対し、男女共同参画の推進状況等について報告を求める根拠規定が必要です。
- 2 条例案の検討委員会やパブリックコメントにおいて、すべての事業者等を対象とした規定の方が望ましいのではないかという意見もありました。しかし、すべての事業者等からの報告は、事業者等の責務の中に市の男女共同参画施策に対する協力規定を根拠に依頼できるし、ここではさらに市と取引関係のある事業者または補助金の交付を受けている者に対し、男女共同参画に関する状況について報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができることを明確に規定し、その実効性を責務規定よりさらに高めようというものです。今後、施策の推進状況を見ながら、規定の適否についても考えたいと思います。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年、男女共同参画の推進の状況、基本計画に基づく施策の実施状況等について、男女共同参画審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、市長に対し、毎年、男女共同参画の推進状況および施策の実施状況について公表を義務付けています。

【解説】

男女共同参画の推進に当たっては、施策としてどのようなものが実施され、どのような効果があったのかを検証する必要があります。また、このことにより、男女共同参画に対する意識の高揚を図るものです。市では、男女共同参画に関する基本計画の推進状況を明らかにするため、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況を男女共同参画審議会に報告し、広報や市のホームページその他の方法により公表します。

(苦情および相談への対応)

第 20 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民または事業者等から苦情の申出を受けたときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害について、市民または事業者等から相談の申出があったときは、関係機関または関係団体と協力して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長は、前 2 項の申出に係る対応において、必要と認めるときは、鯖江市男女共同参画審議会に意見を求めることができる。

【趣旨】

本条は、市民、事業者等は、市が実施した男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について不都合があった場合および性別による人権侵害などの男女共同参画社会の形成を阻害する問題について市長に相談することができること、市長はその相談に応じ、その問題について関係機関と調整し、適切に対応するよう努めることを定めています。

このような苦情については、男女共同参画審議会と連携が取れるような体制に配慮しています。

【解説】

1 市は市が行う男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について不都合があった場合、不都合を生じた市民や事業者等の苦情に対し対応する義務を負います。

2 市は、性別に基づく差別などによって人権が侵害された場合、解決に向けて関係機関などと連携をとりながら、被害者の相談に応じ、必要な措置を講ずるものとしします。

3 苦情に対しては、苦情処理機関を置き対応する等適切な措置を講ずることとしします。

4 市は、苦情の申出の内容を検討したうえ、必要があれば男女共同参画審議会に諮るなど、適切かつ迅速な措置を講じます。苦情処理機関は、男女共同参画審議会の専門機関とするか、または男女共同参画審議会の委員が兼務する等により、苦情と男女共同参画施策のより連携を図ることが望ましいと考えます。

第3章 鯖江市男女共同参画審議会

(設置)

第21条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、鯖江市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、調査審議等を行う。

- (1) 基本計画の策定および変更に関する事項
- (2) 前条第3項に規定する苦情および相談への対応に関する事項
- (3) 男女共同参画の推進に関し、市長から諮問を受けた事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

【趣旨】

本条は、「鯖江市男女共同参画審議会」の設置について定めています。

市は、男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画に直接または間接に関係する事項について、市長の諮問に応じて、また必要があれば独自に、調査・審議するとともに、施策等について市長に意見を述べる体制を構築する必要があります。

【解説】

市は、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する機関として、鯖江市男女共同参画審議会を設置します。この審議会は、男女共同参画に関する基本計画を審議し、市の実施する男女共同参画推進に関する施策に対し意見を述べ、市が苦情を処理する際に諮問を受け、必要に応じ市長へ提言できることを規定しています。

(組織)

第22条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、市民、事業者等の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画審議会の組織について定めています。

【解説】

審議会の委員は、男女の均衡を図りながら、各分野で活動されている学識経験者などから選任し、市長が委嘱します。男女の均衡については、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならないとしています。

委員は15人以内とし、その任期は2年とします。

(委任)

第23条 前2条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、男女共同参画審議会の運営に関する必要事項を規則でも定めることとしています。

【解説】

審議会の会長・副会長の選任、会議の運営、部会の設置、庶務などの規定は、施行規則に委ねることとします。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、規則への委任規定です。

【解説】

条例の規定以外で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する市の計画であって、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第 9 条第 1 項の規定により定められた基本計画とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の鯖江市男女平等参画推進条例(以下「旧条例」という。)第 9 条第 1 項の規定により定められている男女平等参画の推進に関する基本的な計画は、この条例による改正後の第 9 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画の推進に関する基本的な計画とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 2 2 条第 3 項の規定により委嘱されている鯖江市男女平等参画審議会の委員は、この条例による改正後の第 2 2 条第 3 項の規定により委嘱された鯖江市男女共同参画審議会の委員とみなす。

【趣旨】

附則で、施行期日と経過措置を定めています。

【解説】

条例の改正履歴は次のとおりです。

平成 1 5 年 4 月 1 日 当初条例施行

平成 1 8 年 4 月 1 日 一部改正